

平成27年4月1日現在

1. 商品名	・事業者カードローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会の保証が受けられる法人及び個人事業主のお客様で次の要件をすべて満たされる方 <ul style="list-style-type: none"> ① 業歴3年以上で、2期以上の確定申告(決算)を行っていること ② 当庫との融資取引が6ヶ月以上あること ③ その他当庫所定の条件を満たしていること
3. お使いみち	・事業経営に必要な設備資金や日常の運転資金です
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上2,000万円まで無担保でお借入頂けます (注) 但し、信用保証協会の保証限度額範囲内とさせていただきます
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年若しくは2年以内 ・期間満了後は審査により期間延長の更新もできます(最長6年)
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます
7. お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高について付利単位を1円とした1年365日とする日割計算となります ・変動金利制で当金庫の短期プライムレートの変更に連動します
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時返済とします ただし年1回以上ご返済下さい
9. 担保	・不要です
10. 保証・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県信用保証協会の保証付となります ・保証人は連帯保証人とさせていただきます (個人事業者の方の場合) 原則として不要です (法人の場合) 個別相談となります
11. 手数料 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時に収入印紙200円が必要となります ・ローンカードの再発行には、1,100円(消費税込)の手数料をいただきます ・保証料については信用保証協会の基準に応じた9段階の料率となります (詳しくは窓口へお問い合わせください)
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-971-951)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

平成27年4月1日現在

13. その他	<ul style="list-style-type: none">・新潟しんきん事業者カードローンは当金庫の本支店のATM（現金自動預入支払機）でご利用できます・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます 結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問合わせください
---------	---